

期間前に更新する手続

やむを得ない理由により更新期間内での更新手続が困難な方は、更新期間前に更新手続をすることができます。

ただし、更新期間内で手続する場合よりも有効期間が短くなります。

通常の更新とは別に手続が必要となりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

受付時間終了間際に来庁された場合、次の受付回の講習をご案内する場合があります。

更新期間前で、免許証住所を広島県内に有する方が対象です。

免許証住所が広島県外の方は、広島県内の住所に変更が必要（更新と同時手続き可能）です。

受付場所・日時

- 広島県運転免許センター・東部運転免許センター（免許証は即日交付します。）

日曜日（祝日と重なる場合を含む。）から金曜日

※ 土曜日、祝日、振替休日、12月29日から翌年1月3日の間は手続できません。

更新受付時間、講習開始時間は「更新手数料・受付時間・講習時間・講習手数料」をご参照ください。

- 住所地を管轄する警察署等（免許証は後日交付します。）

受付日時については、各警察署のホームページでご確認ください。

※ 下記の警察署では手続できません。

広島中央、広島東、広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、廿日市

尾道（因島分庁舎を除く。）、福山西、福山東

持参物

- やむを得ない理由を証明する書面

パスポート、渡航証明書、母子手帳、入院期間が確認できる書類、社会の慣習上または業務の遂行上やむを得ない用務が生じていることを証明するもの 等

その他のやむを得ない理由がある場合は、事前に免許センター等にお問い合わせください。

- 運転免許証・マイナ免許証

※ 運転免許証とマイナ免許証の双方を保有している方は、どちらも持参してください。

- 手数料（更新手数料・講習手数料）

「更新手数料・受付時間・講習時間・講習手数料」をご参照ください

- 有効年の誕生日で70歳以上になる方

- ・ 高齢者講習終了証明書
- ・ 認知機能検査結果通知書（該当する方のみ）
- ・ 運転技能検査受検結果証明書（該当する方のみ）

- 外国籍の方（現在マイナ免許証を保有している場合は持参する必要はありません。）

- ・ 在留カード又は特定在留カード
- ・ 特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書
- ・ 在留期間等が記載された住民票の写し

※ 現在許可を受けている在留期間によっては、受付できない場合があります。

- 記載事項変更の証明書類（住所・氏名等に変更のある方）
変更内容を証明する証明書等が必要です。詳細は「記載事項変更の必要書類一覧」をご参照ください。
- 眼鏡・補聴器等（視力・聴力に不安のある方）
- 申請用写真1枚（警察署等で更新する方及び免許センターでの更新で写真持込希望の方）
縦3.0cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽・無背景、正面・上三分身
※ 詳細な規格については、「免許証用の写真の規格等について」をご参照ください。
規格に適合しない等の理由により、写真持込をお断りする場合があります。
- 有効なマイナンバーカード（マイナ免許証を希望する方）
- マイナンバーカードの署名用電子証明書用暗証番号（マイナ免許証を希望する方）

注意事項

- 連休明けや日曜日の第1回目の受付時間は多くの方が来庁するため混雑し、次の回の講習をご案内する場合があります。
- マイナ免許証希望の方で、マイナンバーカードの磁気不良等の事情によりマイナ免許証の交付ができない場合は、従来の運転免許証のみの交付となります。
- 免許の一部返納（大型や二種免許をやめる、原付免許だけにしたい）希望の場合は、適性検査の際に申し出てください。
- カラーコンタクトレンズは、写真撮影時には装着できません。
- 免許センター内にはATMはありません。